新型転換炉原型炉ふげん総合防災訓練における課題の整理等と今後の対応について

令和元年9月24日(火)に実施した新型転換炉原型炉ふげん(以下「ふげん」という。)の総合防災訓練について、「防災業務計画」に基づく訓練項目及び訓練全体に設定した目標に対する評価結果を踏まえて、課題を抽出し、今後の対応を整理した。

#### 1. 訓練結果及び全体に設定した目標に対する評価結果

(1)防災業務計画に基づく訓練項目に関する結果

【現地対策本部】

訓練項目	訓練内容	訓練結果	評価
①要員参	地震発生後、	敦賀震度 6 弱の地震(警戒事象)	事象発生後、「非常時の措置要領」
集	現地対策本部要	発生後、副所長(所長不在。本部長	に基づき、施設保安課マネージャー
	員は緊急対策室	代行)指示により、施設保安課マネ	は、現地対策本部要員を緊急対策所
	に参集し、本部	ージャー(課長不在)は、管理課長	へ参集させ、本部長代行は、現地対
	設置等の初期活	に構内放送を依頼し、現地対策本部	策本部を設置し、現地対策本部内の
	動ができること	要員を参集させ、本部長代行(副所	情報共有を行う等の初期活動が実
		長)は、5分で緊急対策所にふげん	施できたことから、対応体制及び活
		現地対策本部を設置した。	動内容は妥当であった。
		また、TV会議システムの立ち上	ただし、TV会議システム立ち上
		げ、図面等の準備等行い、直ちに現	げ時に、接続先の選択に時間を要し
		地対策本部内でプラント状況等の	たことが確認されたことから、接続
		情報共有を図った。また、参集状況	先について明示するなど改善が必
		は、総務班が現地対策本部内におい	要である。
		て、現地対策本部要員の一覧表によ	
		り確認した。	
②通報連	(ア)現地対策本	・現地対策本部において事象発生	本部長代行及び本部長は、事象の
絡	部において事象	から終結までの情報を収集すると	状況を判断し、「防災業務計画」に
	発生から終結ま	ともに、原災法第 10 条に基づく特	基づき、原災法第 10 条事象及び第
	での情報を収集	定事象(管理区域外での線量当量率	15 条事象の原子力防災体制発令を
	し、原災法第	50 μ Sv/h 状態が 10 分以上継続)が	行い、対外対応班長(代理)は、原災
	10条事象、原	発生した際、本部長は、原子力防災	法第 10 条事象及び第 15 条事象発
	災法第 15 条事	体制発令を行った。また、原災法第	生の通報文、第25条の報告文を作
	象発生の宣言	15 条に基づく緊急事態事象(管理	成し、総務班及び対外対応班に指示
	後、外部機関へ	区域外での線量当量率 5mSv/h 状態	し、FAXにより適切に外部機関へ
	FAXによる通	が 10 分以上継続)に事象が進展し	送信し、着信確認を実施できたこと
	報連絡ができる	た際、その旨を宣言した。	から、対応体制及び活動内容は妥当
	こと	・原災法第10条事象発生の通報は、	であった。
		「防災業務計画」に基づき、特定事	
		象発生から 15 分以内に通報が必要	
		な箇所(10分以内を目標)について、	
		総務班はFAXを送信し、対外対応	

	T	T	
	(イ)通報連絡時 で連絡をできるである。 で連絡をできるできるできる。 ができると を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	班は9分で着信確認を実施した。また、機構内及び事象進展に応じた機構外関係機関(国、自治体等)に対し、総務班は原災法第15条事象発生の通報及び第25条報告をFAXで送信するとともに、対外対応班は着信確認を実施した(一部機構外関係機関については模擬)。・対外対応班長(代理)は、「防災業務計画」の通報連絡の様式に基づき、警戒事態発生後の経過連絡、原災法第10条事象及び第15条事象発生の通報、原災法第25条の報告について、情報収集の元に作成した。	通報連絡においては、対外対応班長は、原災法第10条事象及び第15条事象発生の通報、第25条報告を所定の様式を用いて、必要な情報(緊急事態区分(EAL)の判断根拠の記載、特定事象の種類及び発生時刻の記載を含む。)を記載して通報連絡を実施することができた。しかしながら、第15条通報の発生時刻の記載に誤認識があり、第15条事象発生時の時間の記入があったこと、FAXの発信者における本部長名を不在の本部長名で発信することとして対応していたこと【1.(2)⑤】などから、FAXの記載時や発信前の確認方法に改善の
			必要が確認された。
③緊急時環境モニタリング	(ア)ふげん構内 (管理区域境 界)におけるが 射線測区域境界 付近におけるカー での環境ができる こと	放射線管理班長は、放射線管理班員 に管理区域外(境界)における放射 性物質の異常放出に伴う放射線の 線量当量率の測定及びモニタリング の対応を指示し、測定させ、適宜(約 5分間隔、現地対策本部内に報告(T V会議システムによる機構内への 情報共有含む。)した。なお、モニタ リングカーは公衆被ばくの影響を 確認することを考慮し、モニタリン グポスト付近で線量当量率等を測 定し、環境モニタリングを実施し た。	放射線管理班長は、「非常時の措置要領」に基づき、本部長の指示に従い、適宜、管理区域外(境界)及びモニタリングカー等による放射線の線量当量率の測定結果を報告し、また、モニタリングカーによる測定位置を適切に指示し対応していたことから、対応体制及び活動内容は妥当であった。
	(イ)モニタリン グポストの指示 値の監視ができ ること	施設班長は、中央制御室にてモニタリングポストの指示値の監視を指示し報告させ、現地対策本部内に適宜報告した。	施設班長は、「非常時の措置要領」 に基づき、本部長の指示に従い、中 央制御室において施設班が監視し、 適宜(プールの水位低下と指示値上 昇の確認の都度、現地対策本部から の確認の都度)、モニタリングポス

			トの指示値を報告しており、対応体
			制及び活動内容は妥当であった。
(A) > 1, 12 >	TH 116+1/20-4-49	医似头放 10 及主在形山叶放 0.17	
④ふげん	現地対策本部	原災法第 10 条事象発生時等の現	総務班は、「非常時の措置要領」に
退避者誘	からの退避誘導	地対策本部からの退避誘導指示に	基づき、現地対策本部からの退避誘
導	指示に基づく、	基づき、総務班長は、総務班員に指	導指示に従い、災害対策活動に従事
	災害対策活動に	示し、構内放送により、災害対策活	しない所員及び協力会社員に対し
	従事しない所員	動に従事しない所員及び協力会社	て、適切に構内放送及び退避誘導を
	及び協力会社員	員(各課における所員及び協力会社	行い、混乱させることなく所定の場
	に対する退域者	員の出勤者)に対して避難を周知	所へ円滑に退避誘導が行われたこ
	誘導ができるこ	し、避難者が混乱することなく指定	とから、対応体制及び活動内容は妥
	と	場所(事務棟 第1・2会議室等)	当であった。
		への退避誘導を実施した。また、ふ	
		げん構内の外来者の有無(管理課に	
		おけるふげん構内の来客者の状況、	
		警備所における外来者の状況)を確	
		認するとともに、退避者を指定場所	
		への退避誘導を行い、集合後の人員	
		点呼対応を実施し、現地対策本部内	
		で情報共有した。	
⑤原子力	管理区域での	管理区域で発生した負傷者に対	管理区域で発生した負傷者に対
災害医療	負傷者発生を想	して、放射線管理班による汚染検	して、「人身事故対策活動手順書」に
人口匹派	定し、負傷者の	査、総務班による応急処置などを行	基づき、放射線管理班による汚染検
	搬送、汚染除去	い、管理区域から自社の救急車まで	査において負傷箇所の汚染が無い
	及び応急措置の	の搬送の一連の対応を実施した。	ことを確認でき、また、総務班の救
	対応ができるこ	**************************************	助救急員により負傷箇所や体格(大
	と(ふげん構内		柄)に応じて、負傷者に影響を及ぼ
	から病院への負		すことなく管理区域から自社の教
	傷者の搬送は模		急車までの搬送を実施できたこと
	擬/汚染除去訓		から、対応体制及び活動内容は妥当
	練は要素訓練で		であった。
			(8)3/20
<ul><li>⑥その他</li></ul>	今後実施)   (ア)機構TV会	地震発生後のプラント状況につ	本部長及び情報専任者は、「非常
<b>じての</b> 他	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	議システム等に	いて、本部長及び情報専任者により	時の措置要領」に基づき、現地対策
	より地震発生後	現地対策本部内及び機構内でPH	本部内及び機構内の情報共有が行
	のプラント状	S、TV会議システム等により、プ	われ、情報共有に当たっては、PH
	況、発生事象に	ラント状況等の情報共有を実施し	SやTV会議システム、電話会議シ
	ついて情報共有	to.	ステム等により、各班からの報告の
	できること(通	また、現地対策本部において、T	都度、情報を発信し、プラント状況
	信設備使用不能	V会議システムの接続が切断され、	等を共有できたことから、対応は妥
	時の対応含む)	使用不能となった場合に、衛星回線	当であった。
		による電話会議システムを用いて、	ただし、各班からの事象に関する
		機構内の情報共有を速やかに実施	報告や機構対策本部との情報共有
		した。	の際に復唱等による応答が省略さ
			れている場面があったことから、コ
			ミュニケーションに関する練度を
			高める必要が確認された。【1.(1)機

情報共有に当たっては、情報専任 者及び情報班長、情報班長代理の指 示により、情報班員が書画装置、図 面等のスクリーンへの投影、テレビ 会議システム、緊急時情報共有シス テム(ECOHシステム)を活用し、 視覚情報(発生事象状況確認シー ト、事象進展対策シート、図面等) を用いて混乱することなく円滑に 情報提供を実施した。

また、情報専任者は、現地対策本部内で、「ブリーフィング確認項目」のシートや図面等を用い、適宜、全体を俯瞰して簡潔明瞭にブリーフィングを実施し、TV会議システムにて機構対策本部へ情報共有を実施した。

構対策本部①(イ)】

情報班は、「非常時の措置要領」に 基づき、情報共有を実施することが でき、情報共有に当たっては、書画 装置等を用いて、必要な図面、事象 進展対策シート等の視覚情報の共 有を図ることができたことから、対 応体制及び活動内容は妥当であっ た。

また、情報専任者は、本訓練から 使用した「ブリーフィング確認項 目」のシートを用いて、事象の進展 状況や対策の処置状況等に応じて、 原災法第10条事象及び第15条事象 発生の判断後や事象進展の停滞の 際に、適度な頻度で情報を整理の 上、実施できたことから、対応は妥 当であった。

ただし、ERC対応班において、ブリーフィング内容、開始終了時刻などのメモできなかった等が確認されたこと【1.(2)②、2-3.改善点(3)】、事象進展対策シートの記載の修正等が散見されたこと【1.(2)①、2-3.改善点(1)、3. 現地対策本部課題(1)】から、改善が必要である。

(ウ)事象の進展 状況を把握し、 応急処置等の対 応ができること (遠隔操作資機 材の受取り等は 要素訓練にて今 後実施) 事象の進展状況を把握し、プール 水の漏えいの停止対応、代替補給対 応等の事象進展に関する応急処置、 非常用ディーゼル発電機停止に伴 う全交流電源喪失時の緊急対策所 への電源供給等の緊急時の対応を 実施した。 施設班及び補修班は、「非常の措置要領」に基づき、事象やプラント 状況に応じた応急処置を実施する ことができたことから、対応は妥当 であった。

なお、緊急対策所への電源供給等の緊急時の対応に関する操作マニュアルが、「非常時の措置要領」に係る文書との紐づけが明確でないため、関連文書に記載することが確認された。(災害対策資料への追加も検討)

(エ)原災法第10 条事象及び第15 条事象を判断 し、関係箇所と 情報共有できる こと 各班からの連絡及び報告を元に 発生事象の状況を確認し、本部長 は、原災法第10条事象及び第15条 事象発生に対して判断し宣言を行 った。また、本部長の判断結果、各 班長からの連絡及び報告等の現地 対策本部内の発話をTV会議シス 現地対策本部における情報提供は、「非常時の措置要領」に基づき、各班からの連絡及び報告を元に発生事象の状況を確認し、本部長は、原災法第10条事象及び第15条事象発生を適切に判断し宣言を行い、その判断結果やプラント状況が情報

	テムを通じて、情報共有を実施する とともに、ERC、オフサイトセン ター、自治体等へのFAX及び電話 による通報連絡等の対応を実施し た。	共有され、関係箇所へ適切に通報連絡されていることから、対応体制及び活動内容は妥当であった。 ただし、緊急事態解除宣言に関しては、総合防災訓練の終了時刻等を考慮して、確認や対応を簡素化して行ったことが確認されており、個別に要素訓練等を実施して理解の確認を行う必要があることを確認した。
(オ)機構対策本 部と連携し、E R C 問合せ事項 に対して回答及 び補足説明がで きること	現地対策本部内には、機構対策本部とホットラインを設置し、ERC対応者から問い合わせ事項に対して、ホットラインから回答及び補足説明を実施した。	現地対策本部内は、「JAEA情報提供フロー」に基づき、機構対策本部とホットラインを設置し、ERC対応者からの問い合わせ事項(ERCからの一部の質問について問い合わせ)に対して、ホットラインから回答及び補足説明を実施したことから、対応体制及び活動内容は妥当であった。
(カ)原災法第10 条事象及び第15 条事象発生後、 関係機関への派 遣要員を決定 し、派遣ができ ること(要員派 遣、支援要請は 模擬)		本部長は、「防災業務計画」に基づき、原災法第10条事象及び第15条事象発生後、関係機関への要員派遣を指示し、要員及び移動車両等の派遣準備が整うこと、現地対策本部への支援要請を行ったことを確認できたことから、対応は妥当であった。
(キ)原災法第 25 条に基づく応急 措置の報告を実 施し、関係箇所 へ情報共有でき ること	本部長は、各班からの連絡及び報告を元に発生事象の状況を確認し、事象の対応状況や環境への影響等を原災法第25条の報告(FAX)を適宜(3回)実施し、TV会議システムを通じて情報共有を実施し、ERC、オフサイトセンター、自治体等へのFAX及び電話による通報連絡等の対応を実施した。	対外対応班長は、「防災業務計画」 に基づき、原災法第25条報告を所 定の様式を用いて、事象の対応状況 や環境への影響等の通報連絡を実 施することができたことから、対応 は妥当であった。 しかしながら、第25条の報告に 関するモニタリングポストの単位 に選択漏れがあったこと、怪我人の 連絡票に記載漏れがあったこと【3. 現地対策本部課題(2)、1.(2)】など から、FAXの記載時や発信前の確 認方法に改善の必要が確認された。
(ク)国、自治体及び広報対応のためのQ&A作成等の対応ができること	QA班は、国、自治体通報連絡に 伴う質問やプレス時における想定 質問に対して、関係書類や災害対策 資料等を用いて回答の作成等を実 施した。	QA班は、「非常時の措置要領」に 基づき、各種質問事項を整理し回答 を作成することができたことから、 対応は妥当であった。

### 【機構対策本部(敦賀)】

訓練項目	訓練内容	訓練結果	評価
①原子力	(ア)機構対策本	敦賀実証本部 連絡責任者及び安	敦賀実証本部 連絡責任者及び安
施設事態	部の要員参集、	全・品質保証室長は、事象発生後、	全・品質保証室長は、事象発生後、
即応セン	機構対策本部設	直ちに構内放送により機構対策本	「敦賀対策本部規則(災害対応編)」
ターの運	置等の初期活動	部要員を敦賀実証本部の緊急時対	に基づき、機構対策本部要員を敦賀
営訓練(敦	ができること	策室へ参集させた。機構対策本部の	実証本部の緊急時対策室へ参集さ
賀地区の		各班長からの要員の参集状況の報	せることができ、本部長(敦賀廃止
人員のみ)		告を受けた本部長(敦賀実証本部	措置実証本部長)は、「敦賀対策本
		長) は、事象発生から 13 分後に機	部規則(災害対応編)」に基づき、
		構対策本部の設置を宣言した。ま	要員の参集状況を確認した上で、機
		た、TV会議システム等の立ち上	構対策本部の設置及び宣言を行う
		げ、図面等の準備、現地対策本部か	ことができた。また、機構対策本部
		ら事象発生状況の情報収集等の初	は、現地対策本部からの事象発生状
		期活動を実施した。	況の情報共有等が行われ、初期活動
			を実施することができたことから、
			対応は妥当であった。
			なお、原災法第 10 条特定事象発
			生時には、本部長を敦賀廃止措置実
			証本部長から副理事長(理事長代
			行)に滞りなく交代できた。
	(イ)機構内の通	・機構対策本部は、機構のネットワ	・機構対策本部は、「JAEA情報
	信機器を用いた	ーク機器(TV会議システム、書画	提供フロー」に基づき、機構内ネッ
	情報収集ができ	装置等)を活用して、情報(発生事	トワークを活用し、現地対策本部か
	ること	象確認シート、事象進展対策シー	ら、現地対応状況や事象進展等に関
		ト、図面等の視覚情報を含む。)を	する情報、プラント状況について、
		収集した。	適度な頻度で収集することができ
			たことから、対応は妥当であった。
			・機構対策本部は、「事故対策規定」
		・機構対策本部は、機構のネットワ	に基づき、機構のネットワーク機器
		一ク機器を活用して、実施・判断し	を活用して、情報発信できたことか
		た内容を現地対策本部や支援本部   (東海)等へ発信した。	ら活動内容は妥当であった。
			ただし、現地対策本部との情報共
			有の際に復唱等による応答が省略
			されている場面があったことから、
			コミュニケーションに関する練度
			を高める必要が確認された。【1.(1)
			現地対策本部⑥(ア)】
	(ウ)統合原子力	・機構対策本部は、現地対策本部か	機構対策本部は、「JAEA情報
	防災ネットワー	ら発信された情報について、EAL	提供フロー」に基づき、現地対策本
	クを活用し、E	事象の該当の内容を発生事象状況	部からの情報を集約し、発生事象状
	RCに対して正	確認シートに集約し、判断根拠を明	況確認シート及び事象進展対策シ
	確な情報提供が	確にした上で、ERCプラント班に	ートを含め、視覚情報を活用して、

	できること(視 覚情報の活用、 ブリーフィング 内容)	対しERC TV会議システムで 適時報告を実施した。 ・機構対策本部では、事象に対する 対応策の進捗を、事象進展対策シートを活用し、適度な頻度を心掛け、 ERC へTV会議を通じて報告し た。	適度な頻度で、正確な情報提供に努めた。 しかしながら、事象や対策状況、プラント状況の説明、災害対策資料を用いた説明において、一部丁寧な説明が不足したこと【1.(2)①④、3.機構対策本部課題(4)】など確認されており、情報提供のコミュニケーションの改善が必要である。また、「ブリーフィング確認項目」に関するメモができなかった箇所(開始時刻等)について、現地対策本部に確認すること【1.(2)②、2-3.改善点(3)】などが不足しており、改善の必要を確認した。
	(エ)機構内外関 係箇所への通報 連絡ができるこ と	機構対策本部情報班は、現地対策本部からのFAXによる通報連絡に対して、機構外の関係箇所へのFAXの着信確認を実施した。	機構対策本部情報班は、「敦賀対策本部規則(災害対応編)」に基づき、現地対策本部からのFAXによる通報連絡に対して、機構外の関係箇所に滞りなくFAXの着信確認を実施できたことから、対応は妥当であった。
②通信設 備使用不 能時の対 応訓練	TV会議シス テム(ふげん側) 等が使用不能と なった場合にお いても、代替手 段を活用し現地 対策本部や外部 関係機関との情 報共有が実施で きること。	現地対策本部において、TV会議システムが一時的に使用不能(30分程度)となった際に、現地対策本部に対して電話会議システムの接続箇所をPHSで連絡し、円滑に代替手段が確保され、TV会議を介して、情報共有を実施した。	現地対策本部において、TV会議 システムが一時的に使用不能になった際に、現地対本部と連携して代 替手段を確保し、円滑に情報共有を 行うことができたことから、対応は 妥当であった。
③事害援び緊支」 分災支及力態織は	(ア)原子力緊急 事態支援組織へ の支援要請等、 ふげんに対する 機構大の支援が できること	現地対策本部からの支援要請に 基づき、機構対策本部より支援本部 へ要員、資機材の提供を要請した。	機構対策本部より、「防災業務計画」に基づき、支援本部に遠隔機材及び支援要員の派遣を要請し、その要請により、楢葉遠隔技術開発センターの支援体制が構築できることを確認できたことから、対応は妥当であった。
との連携訓練	(イ)オフサイト センター及び若 狭地域原子力事 業者支援連携本 部への要員派遣 を指示し、派遣 要員の体制が確	機構対策本部本部長は、防災業務計画に示す特定事象発生のおそれがあると判断し、派遣要員の出動準備を指示、防災業計画に示す特定条事象発生時に要員派遣手配を決定、指示し、要員派遣の準備を実施した。	機構対策本部本部長は、「敦賀対策本部規則(災害対応編)」及び「「ふげん」、「もんじゅ」における事故・故障及び災害時の敦賀対策本部等対応マニュアル」に基づく要員派遣の手配準備として、派遣要員以外で「機構対策本部」の運営が実施でき

	コーナット)		よっし アベル 中 のわれ アンボ
	認できること		たこと及び派遣先への移動に必要
			な車両の準備ができたことから、対
			応は妥当であった。
	(ウ)原子力事業	機構対策本部総務班長は、原災法	機構対策本部本部長は、「防災業
	所災害対策支援	第 10 条事象の発生後、原子力事業	務計画」に基づき、原災法第 10 条
	拠点の立上げ対	所災害対策支援拠点をひばりヶ丘	事象の発生後、原子力事業所災害対
	応ができること	体育館・グラウンドに設置すること	策支援拠点をひばりヶ丘体育館・グ
	(原子力緊急事	を本部長に進言し、それを受けて本	ラウンドに設置することの進言を
	態支援組織の立	部長は原子災害対策支援拠点の立	受け、当該場所が原子力事業所災害
	上げ及び要員派	上げが必要と判断し、原子力事業所	対策の支援を行うために十分な広
	遣は要素訓練に	災害対策支援拠点の設置場所の決	さを有し、放射性物質の放出及び地
	より今後実施)	定を行った。	震、津波の影響を受けにくいと判断
			し、設置場所を決定、指示したこと
			から対応は妥当であった。
④プレス	(ア)プレス文の	機構対策本部広報班は、ふげんの	機構対策本部広報班は、「敦賀対
対応訓練	作成ができるこ	事象発生状況に関するプレス文の	策本部規則(災害対応編)」に基づ
	と	作成行った。	き、ふげんの事象発生状況に関し
			て、プレス時間前にプレス文の作
			成、機構内外の確認及び機構のホー
			ムページへの掲載(模擬)ができた
			ことから、対応は妥当であった。
	(イ)模擬プレス	機構対策本部広報班(東京支援班	機構対策本部広報班(東京支援班
	を実施し、正確	含む) は、ふげんの事象発生状況に	含む)は、「敦賀対策本部規則(災害
	な情報発信、質	関して、プレス時間を設定し、模擬	対応編)」に基づき、ふげんの事象発
	疑応答ができる	プレスを実施し、正確な情報発信を	生状況に関して、プレス時間を設定
	こと(ERCの	実施した。	し、また、東京支援班は、模擬プレ
	広報との調整含		スを実施できたことから、対応は妥
	す。)		当であった。

## 【機構対策本部東京支援班:東京事務所】

訓練項目	訓練内容	訓練結果	評価
_	ERCへ派遣	リエゾンは、ERCプラント班か	リエゾンは、「原子力規制庁緊急時
	したリエゾンが	らの質問対応、機構対策本部が説明	対応センターへのリエゾン派遣の
	積極的に活動	した内容の補足説明及び説明資料の	役割について」に基づき、電話、
	し、補足説明を	配布等を実施したが、即応センター	E-mail 等により、機構対策本部
	含め、情報提供	のERC対応者 (発話者) がERCに	から情報を入手し、補足説明及び
	ができること	対して説明した資料の一部を、ER	説明資料の配布等を行ったもの
		C内に配布することができなかっ	の、機構対策本部からERCへの
		た。	情報提供に際し、即応センターの
			ERC対応者(発話者)がERC
			に対して説明した資料の一部をリ
			エゾンに送付せず、ERC内に配
			布することができなかったことか
			ら、リエゾンへの情報提供の再周
			知等、改善の必要を確認した。【3.
			機構対策本部課題(3)、2-2.改善

点(1)】

### 【支援本部(東海): 東海本部】

訓練項目	訓練内容	訓練結果	評価
	敦賀地区以外	支援本部は、ふげんの事象の進展	支援本部(東海)は、TV会議
	の拠点との支援	状況等について、TV会議システム	システムを通じて情報を入手し、
	調整、広報対応	にて現地対策本部、機構対策本部と	機構本部「事故対策規程」に基づ
	(HP 掲載)、必	情報共有し、機構対策本部からの遠	き、敦賀地区以外と支援調整や模
	要に応じた機構	隔資機材の支援要請を受け、原子力	擬HPに掲載など、ふげん及び機
	内への情報提供	緊急事態支援組織へ支援を指示し	構対策本部の支援ができたことか
	等ができること	た。	ら、対応体制及び活動内容は妥当
		また、広報対応に対してHP掲載	であった。
		文を作成し、模擬HPに掲載した。	
		対応内容については、TV会議シ	
		ステムを通じて、適宜、機構内へ情報	
		提供を実施した。	

### (2)目標設定に関する結果

(2) 目標設定に関する結果			
   評価目標	訓練結果		
	機構対策本部	現地対策本部	
① 「事象進展対策シ	「事象進展対策シート」、「発生事象	「事象進展対策シート」、「発生事象	
ート」、「発生事象状	状況確認シート」等の視覚情報につい	状況確認シート」、水位低下のグラフ、	
況確認シート」等の	て、書画装置を用いERCに対して正	モニタのデータ等の視覚情報につい	
視覚情報を用い機構	確な情報提供を実施できたことから、	て、書画装置を用い機構対策本部に対	
対策本部及びERC	対応は妥当であった。	して正確な情報提供を実施できたこと	
に対して正確な情報	ただし、説明において、事象対応や	から、対応は妥当であった。	
提供ができること。	プラント状況等の説明が具体的でなか	ただし、「事象進展対策シート」に記	
	ったことや、災害対策資料を用いた説	載の時刻の修正、記載遅れ等が散見し	
	明時に丁寧な説明(ページ数)が不足	ており、円滑な運用ができなかったた	
	したことなど確認されており、改善が	め、機構大の意見を踏まえ改善を検討	
	必要である。【1.(1)機構対策本部①	する。【1.(1)現地対策本部⑥(イ)、2-	
	(ウ)、3. 機構対策本部課題(4)】	3. 改善点(1) 、3. 現地対策本部課題	
		(1)	
② ブリーフィングを	現地対策本部と機構対策本部におい	現地対策本部と機構対策本部におい	
簡潔明瞭に実施し、	てブリーフィング時における情報を整	てブリーフィング時における情報を整	
その内容を機構対策	理するための「ブリーフィング確認項	理するための「ブリーフィング確認項	
本部及びERCに対	目」のシートを現地対策本部と共有し	目」のシートを作成し、全体を俯瞰し	
して正確に伝えるこ	し、簡潔な説明が行われ、ブリーフィ	て簡潔な説明が行われ、ブリーフィン	
とで、全体を俯瞰し	ング内容のメモの円滑化等が図られ	グ内容のメモの円滑化等が図られた。	
た情報提供ができる	た。	また、現地対策本部と機構対策本部	
こと。	また、機構対策本部とERC間では、	間では、プラント状況及び対応策の説	
	プラント状況及び対応策の説明に当た	明に当たり、書画装置を用いて分かり	
	り、タイムリーに書画装置を用いて分	やすく正確に伝えることができ、全体	
	かりやすく正確に伝えることができ、	を俯瞰した情報提供が行われたことか	
	全体を俯瞰した情報提供が行われ、対	ら、対応は妥当であった。	
	応は妥当であった。	ただし、ERC対応班において、ブ	

	ただし、ERC対応班において、ブ	リーフィング内容、開始終了時刻など
	リーフィング内容、開始終了時刻など	のメモできなかった等が確認されてお
	のメモできなかった等が確認されてお	り、改善が必要である。【1.(1)現地対
	り、改善が必要である。【1.(1)機構対	策本部⑥(ウ)、2-3. 改善点(3)
	策本部①(ウ)】	
③ 通信設備が一時的	現地対策本部において、TV会議シ	TV会議システムが一時的に使用不
に使用不能(TV会	ステムが一時的に使用不能(30分程度)	能(30 分程度)となった際に、現地対策
議システムが30分	となった際に、現地対策本部に対して	本部において、衛星回線による電話会
程度使用不能)とな	電話会議システムの接続箇所をPHS	議システムを機構対策本部と連携し、
った場合において	で連絡し、円滑に代替手段が確保され、	TV会議に接続して情報共有が行われ
も、代替手段を活用	TV会議を介して、情報共有を行うこ	たことから、対応は妥当であった。
し、機構対策本部	とができ、対応は妥当であった。	なお、一部で聞き取りにくい音声が
間、外部関係機関と	なお、一部で聞き取りにくい音声が	確認されたが、情報共有に支障を及ぼ
の情報共有が実施で	確認されたが、情報共有に支障を及ぼ	すことはなかった。
きること。	すことはなかった。	7 2 2 13 37 372
(4) 複数のEAL事象	現地対策本部からのEAL事象、設	現地対策本部でEAL事象に加え、
に加え、原子力施設	備のトラブル、怪我人等に関するER	設備のトラブル、怪我人等が発生した
内で他のトラブル事	Cへの情報提供において、正確な情報	が、それらの情報が整理され、機構対
象発生も想定し、現	提供が行われたことから、対応は妥当	策本部に対して正確な情報提供が行わ
地対策本部で情報整	であった。	れたことから、対応は妥当であった。
理し、機構対策本部	しかし、プラント状況等の説明にお	しかし、EAL、トラブル事象が発
及びERCに対し	いて、ERCに対し、丁寧な説明が不	生した際、地震の点検結果やディーゼ
て、正確な情報提供	足していたことから、一般的なプラン	ル発電機起動によるプラント状況に問
ができること。	ト状況の情報提供が不足していること	題がないことなど、一般的なプラント
7 · C · 3 C C ·	が確認されており、情報提供のコミュ	状況について、発話による情報提供が
	ニケーションの改善が必要である。【1.	不足していること、怪我人の連絡票に
	(1)機構対策本部①(ウ)】	記載漏れがあったこと【1.(1)現地対策
		本部、3. 現地対策本部課題(2)】が確認
		されており、情報提供のコミュニケー
		ションの改善が必要である。
<ul><li>⑤ 現地対策本部の本</li></ul>		現地対策本部において、事象発生時
		現地対東本部において、事家完主時
部長等が事象発生時		に別支(本部支)、他政保女課支が不住 として、代理者(本部長→本部長代行
に不在している場合		
を想定し、代理者に		(情報専任者)、情報専任者→情報専任
よる対応が実施でき		者代理(情報班長)、情報班長→情報班
ること。		長代理、対外対応班長→対外対応班長
		代理(施設保安課マネージャー))によ
	_	り対応を実施したが、適切な指示、判
		断、情報提供等がなされたことから、
		対応は妥当であった。
		ただし、FAXの発信者における本
		部長名を、不在の本部長名で発信する
		こととして対応していたことから、発
		信者の記載方法について、対応要員へ
		の教育の必要性が確認された。【1.(1)
		現地対策本部②(イ)】

⑥ 敦賀廃止措置実証 本部に、機構対策本 部を設置し、敦賀地 区の人員のみで原子 力施設事態即応セン ターを運営し、現地 対策本部からの情報 整理及び原子力規制 庁ERCに対する情 報提供ができるこ と。 機構対策本部を敦賀廃止措置実証本部が役割を担い、敦賀地区の人員のみで原子力施設事態即応センターを運営して、現地対策本部からの情報整理し、ERCに対して情報提供を行うことができたことから、対応は妥当であった。しかしながら、現地対策本部の負担をより軽くし、現場対応により注力するためには、敦賀対策本部で一層の技術的な支援を行っていくことが必要であると考えており、そのための要員の確保等を中長期的な課題として取り組む必要があることが確認された。

### 2. 過去の訓練を踏まえた改善の評価

#### 2-1. ふげん(現地対策本部)

課題/改善点/原因	対 策	今回の訓練での評価
現地対策本部		
【改善点(1)】		・ 通報文 (原災法第10条事象、第
FAXに記載の時間に間違		15 条事象)、報告文(原災法第 25
いや記載漏れが生じた。		条報告) 等のチェックシートを改
		訂し、「頃」の記載をしないよう注
		意点を明確にした。
<実例①>		・ チェックシートにおいて、作成
FAXに記載の時間につい	本部の再発防止策を踏まえ、	者、確認者、送信者の確認項目を
て、判断に関する時間に「頃」の	事務局にて以下の対策を講じ、	区分、分担し、責任を持った確実
記載をした。	対応者(対応予定者含む。)へ教	な確認体制の明確化を図った。
	育する。また、今後も総合防災訓	・ 教育訓練において、時刻に関す
【原因】	練前などに定期的に教育する。	る記載ミスの事例を説明し、理解
<ul><li>事務局における教育、対応者</li></ul>		を図った。
の模擬訓練で、訓練時に作成し	・ 通報文 (原災法第10条事象、	
た通報文の確認が不足し、注意	第 15 条事象)、報告文 (原災法	
点の説明及び当該箇所へのフ	第 25 条報告)等のチェックシ	結果:
ォローが不足したこと、本部か	ートに、時刻の記載に関するミ	FAXの記載において、「頃」に関
らの他拠点のミス及び前回の	スの事例を考慮して注意点を	する記載のミスはなく、訓練時にチ
同様なミスに関する事例を教	追記する。	ェックシートにより、各役割におい
育していなかったため、作成者	・ 時刻に関する記載ミスの事	て確認されており、対策は有効であ
及び確認者が記載の適切性を	例を説明し、再発性について十	った。
判断できなかった。	分に説明する。	一部、対応を急ぐあまり、チェッ
<ul><li>「頃」に関する本部からの周</li></ul>	・ 作成者、確認者、送信者の確	クシートの確認を失念している場
知事項について、事務局が記載	認項目を区分、分担し、責任を	面も見受けられたことから、チェッ
の注意点は当然のことと考え、	持った確実な確認体制とする。	クシートの使用については今後の
当該事案を知らない対応者に		教育において徹底を図るよう努め
対する継続的な再発防止を考		る。
慮していなかったため、第 25		【対策有効】、【継続実施】

条報告の記載のチェックシート等の注意事項に記載していなかった。

#### <実例②>

第1報に添付の「トラブル等連絡票(第1報)」に関して、FAX発信時刻の記載がなかった。

#### 【原因】

- ・ FAXの様式が「発信時刻」 となっており、これを考慮した 記載のタイミングで記載しよ うとし、記載が漏れ、最終に、 作成者、確認者、送信者の確認 が不足した。
- ・ 事務局が担当者の経験を考慮せず、当該事案を知らない対応者に対する継続的な再発防止を考慮していなかったため、事務局における教育、対応者の模擬訓練で、過去の同様なミスに関する事例を教育していなかった。

本部の再発防止策を踏まえ、 事務局にて以下の対策を講じ、 対応者(対応予定者含む。)へ教 育する。また、今後も総合防災訓 練前などに定期的に教育する。

- ・ 様式の「発信時刻」を確認者 の「確認時刻」に変更し、FA Xの打刻時間との差が影響し ない様式に変更する。
- ・ 時刻の空欄のミスの事例を 説明し、再発性や記載していな い場合の影響(再送等)につい て十分に説明する。
- ・ 作成者、確認者、送信者の確認項目を区分、分担し、責任を 持った確実な確認体制とする。

- ・ 様式の「発信時刻」を確認者の 「確認時刻」に変更し、FAXの 打刻時間との差が影響しない様式 に変更した。
- ・ チェックシートにおいて、作成 者、確認者、送信者の確認項目を 区分、分担し、責任を持った確実 な確認体制の明確化を図った。
- ・ 教育訓練において、時刻の空欄 のミスの事例を説明し、再発性や 記載していない場合の影響(再送 等)について説明し、理解を図っ た。

#### 結果:

FAXの記載において、時刻の記載漏れはなく、訓練時にチェックシートにより、各役割において確認されており、対策は有効であった。一部、対応を急ぐあまり、チェックシートの確認を失念している場面も見受けられたことから、チェックシートの使用については今後の教育において徹底を図るよう努める。

【対策有効】、【継続実施】

#### <実例③>

FAXの送信時間の記載とFAX打刻の時間にズレが生じた。

#### 【原因】

- ・ FAXの様式が「発信日時」 となっており、作成者は、FA X操作を考慮して、時間に裕度 (FAX発信の推定時刻)を持 たせたため、若干の時間のズレ が生じた。
- ・ 送信者がFAX送信前に「発 信日時」との時間のズレに注視

本部の再発防止策を踏まえ、 事務局にて以下の対策を講じ、 対応者(対応予定者含む。)へ教 育する。また、今後も総合防災訓 練前などに定期的に教育する。

- ・ 様式の「発信日時」を確認者 の「確認日時」に変更し、FA Xの打刻時間との差が影響し ない様式に変更する。
- ・ 作成者、確認者、送信者の確認項目を区分、分担し、責任を持った確実な確認体制とする。

- ・ 様式の「発信日時」を確認者の 「確認日時」に変更し、FAXの 打刻時間との差が影響しない様式 に変更した。
- ・ チェックシートにおいて、作成者、確認者、送信者の確認項目を区分、分担し、責任を持った確実な確認体制の明確化を図った。
- ・ 教育訓練において、時刻の記載 の変更点を説明し、理解を図った。

しなかった。

・ 事務局が本事例を想定して おらず、事務局において対応者 に教育、模擬訓練で説明してい なかった。

#### 結果:

FAXの記載において、様式の変更により時刻ズレはなく、訓練時にチェックシートにより、各役割において確認されており、対策は有効であった。

一部、対応を急ぐあまり、チェックシートの確認を失念している場面も見受けられたことから、チェックシートの使用については今後の教育において徹底を図るよう努める。

【対策有効】、【継続実施】

### 2-2. 敦賀廃止措置実証本部(機構対策本部)

### 課題/改善点/原因

#### 機構対策本部

#### 【改善点(1)】

ERC対応者(発話者)が、情報提供の間隔があいている場合に、事象進展予測及び対策(ERC側が要求している情報)について、フォローや説明(リエゾンへの情報提供含む。)すべきであったのに、適切に説明しなかった。

#### 【原因】

- ・ ERC対応者は、事象進展予 測及び対策について、新たな情 報が無い場合の対応を決めて いなかった。
- ・ ERC対応者は、状況の変化 が無く、現地対策本部から事象 進展予測及び対策について報 告が無い場合における現地対 策本部への情報要求を決めて いなかった。

対 策

敦賀実証本部にて、以下対策を実施し、敦賀実証本部の対応 要員、ERC対応者に教育する。 また、今後も総合防災訓練前な どに定期的に教育する。

- ・ 情報フローの手順において、 「事故・プラントの状況、事故 収束対応戦略、戦略の進捗状 況」のERCへの情報提供の時 期を「情報を入手後、速やかに。 状況に変化が無い場合は適切 な時間間隔で。」とし、情報提 供(リエゾンへの情報提供含 む。)に関する頻度を適切にす る。
- ・ 情報フロー等の対応マニュ アルに、ERCブースの統括者 はERCへ発信した情報のう ち、予測時間があるものはその 時間に現地対策本部に状況確 認することなど対策の進捗状 況を整理し、ERCからの問い 合わせの際は、ERCへの情報 発信前に現地対策本部(ホット ライン)に簡潔に確認すること を追記する。

今回の訓練での評価

・ 情報フローの「事故・プラントの状況、進展予測と事故収東対応戦略、戦略の進捗状況」に、「ERCへの情報提供」時期に「状況の変化無い場合適切な時間間隔で」の記載及び「現地対策本部への確認」の項目を追加し、ERC対応者への教育を実施した。

#### 結果:

事象進展予測及び対策について のERC対応者の説明は、まだ不十 分なところは有るものの適切な頻 度で実施することができた。

しかしながら、リエゾンへの情報提供については、提供のタイミング等が明確になっていなかったため、適切に情報提供することができなかった。【1.(1)機構対策本部東京支援班:東京事務所】、【3.機構対策本部課題(3)】

#### 【改善を要する】

#### 【改善点(2)】

ERC対応者(発話者)が、ERCへ説明する際に、ERCへ誤った情報の提供(測定値や単位の誤り)、用語の不統一(「作業開始」「準備(作業)」等)、ERCとのコミュニケーション不足(ERCから要求された事項に触れずに他の事項を説明する。)など発生事象の説明が不十分だった。

#### 【原因】

- ・ ERC対応者(発話者)に渡すメモに誤記があり、情報と発 話の正確性に欠けた。
- ・ ERC対応者(発話者)をは じめ、ERC対応を行う担当者 の対応経験がなく、対応経験不 足を補うだけの教育、訓練が十 分でなかった。

敦賀実証本部にて、以下対策を実施し、敦賀実証本部の対応要員、ERC対応者に教育する。また、今後も総合防災訓練前などに定期的に教育する。

・ 防災NWに関する対応マニュアルに、ERC対応者の役割や基本姿勢(発話は正確かつ統一した用語で行うこと、要求に対して誠実に回答すること)、情報の確認方法等を再整理し追記する。

・ 「総合防災訓練時の統合原子力 防災ネットワーク対応マニュア ル」に対して、ERC対応者の役 割、基本姿勢及び情報の確認方法 の記載を改定し、ERC対応者に 教育を実施した。

#### 結果:

誤った情報の提供、用語の不統一、要求された事項と異なる回答等は、目立って発生しておらず、対策の効果が見られた。

#### 【対策有効】

#### 2-3. 機構本部

#### 課題/改善点/原因

# 【改善点(1)】事象進展対策シートの運用

事象進展対策シートについて、応急措置の作業開始時刻の 定義が不明瞭であったため、応 急処置の実施状況をERCに 対して正確に伝えられなかった。

#### [原因]

- ・ 事象進展対策シートに記載 すべき準備時間及び作業時間 の開始・完了時刻への、時刻が 十分に把握できず、事象進展対 策シートを完成できなかった。
- ・ 作業の開始時刻、完了時刻の 定義が各事故対応組織で統一 されていなかったため、現場か らの報告時刻と事象進展対策 シートの作業開始及び終了時 刻に齟齬が生じた。

### 対策

<機構本部>

・ 事象進展対策シートの作業 開始及び終了時刻は、原則とし て現地対策本部が記載するこ と及び"準備"と"作業"の内 容を具体化することで、関係者 が時刻の意味を認識、確認し、 正確な時刻を記載した情報を 発信できるようにするため、事 象進展対策シートの様式を修 正する。

#### <ふげん>

- ・ 機構本部の指示に基づき事 象進展対策シートの様式を見 直す。
- ・ 見直した内容を関係者に教育する。

### 今回の訓練での評価

#### <ふげん>

事象進展対策シートを見直し、 記載事項の具体化、明確化等を行い、対応者に教育訓練を実施した。

#### 結果:

・ 書画装置を使用して、事象進展 対策シートを活用し、原子力規制 庁ERCに対して応急処置の実施 状況を正確に情報共有していた。

#### 【対策有効】

ただし、現地対策本部において、 時刻の修正、記載遅れ等が散見された。【1.(1)現地対策本部⑥(イ)、1.(2)①、3.現地対策本部課題(1)】

#### 【改善を要する】

### 【改善点(2)】 初動対応時にお ける情報発信の遅れ

事象が発生した初動対応時 (地震発生直後)に、特に大き な拠点での各施設の稼働状況 等についての情報を短時間に 収集し、ERCへ整理して報告 することができなかった。

#### 【原因】

・ 機構対策本部は、施設の稼働 状況等については、各拠点から 情報を入手した都度、ERCへ 報告していたが全体を俯瞰し た情報の集約ができなかった。

### 【改善点(3)】 ブリーフィングの 運用

ブリーフィングを用いた今 後の対策等に関する全体的な 情報共有が簡潔明瞭に実施で きなかった。

#### 【原因】

・ ブリーフィングについて、現 地対策本部内で目的及び方法 が十分に理解されておらず、発 災状況、時系列などの事象の進 展状況を詳細に説明するもの と、誤った認識を持って説明に 時間が掛かってしまった。

#### <機構本部>

- ・ 各拠点の主要な施設の運転 状態を平時から機構対策本部 で把握する方法を検討する。
- ・ 機構対策本部で把握するべき情報を整理するため、地震発生時に報告すべき事項に係る整理表を作成し、機構内の状況 把握及びERCへの情報提供に活用する。

#### <ふげん>

・ イントラネットにより主要 な作業予定を機構本部に提供 する

#### <機構本部>

- ブリーフィングの目的及び 実施内容をマニュアルに明確 化する。
- ・ ERCに対するブリーフィング内容の提供方法を、これまでの方法(現場からのブリーフィングの音声をそのまま提供)から変更(その他の情報同様に機構対策本部で一度受けてからERCへ提供する)しマニュアルへ反映する。

#### <ふげん>

・ ブリーフィングの実施に係 る要領を作成し、教育・訓練を 実施し実効性を確認する。

#### <ふげん>

・ ふげんのMMにおけるプラント 状況等の情報共有、ふげんのイン トネットからの作業予定、実績等 の情報収集により、情報共有を図 った。(従前より実施)

#### 結果:

ふげんのプラント状況が把握されていた。(訓練時におけるプラント状況は模擬。)

#### 【対策有効】

#### <ふげん>

・ 現地対策本部と機構対策本部に おいてブリーフィング時における 情報を整理するためのシートを作 成し、メモの円滑化等を図った。 使用方法等について、教育訓練を 実施した。

#### 結果:

- ・ 現地対策本部と機構対策本部間では、プラント状況及び対応策の説明に当たり、書画装置を用いて分かりやすく伝え、ERCへのタイムリーに情報を伝えることができた。【対策有効】
- ただし、ERC対応班にてブリーフィング内容、開始終了時刻などのメモできなかった箇所について、現地対策本部への確認等がなかった。【1.(1)現地対策本部⑥(ウ)、1.(2)②】

#### 【改善を要する】

### 【改善点(4)】通報様式の確認方 法

通報様式の誤記(EAL 発 生時刻に"頃"がついている等) が散見された。

#### 【原因】

#### (機構本部)

通報様式の記載に関して、個

#### <機構本部>

- ・ 特定事象発生通報、第25 条報告等のチェックシートの 例を作成し機構大で共有す る。
- ・ 通報文のミス防止に関する 良好事例を各拠点から抽出し 機構大で共有する。

### <ふげん>

- ・ 通報文(原災法第10条事象、第 15条事象)、報告文(原災法第25 条報告)等のチェックシートを改 訂し、誤記、抜け等の確認を明確 にした。
- ・ チェックシートにおいて、作成 者、確認者、送信者の確認項目を 区分、分担し、責任を持った確実

別の注意事項については拠点 へ周知しているものの、全体を 俯瞰した周知(記載例の全体的 な提示)をしなかった。

#### (拠点)

- 通報様式の記載に係る教育 内容が不足。
- ・ 通報様式の記載に係る確認 用のチェックシートの内容に 不足。

### 【改善点(5)】 機構本部からの 他拠点訓練での反省事項の展 開方法

他拠点訓練での反省として 挙がった事案について機構本 部から拠点に対して周知徹底 したにもかかわらず、その後の 訓練においても問題が再発し た。

#### [原因]

#### (機構本部)

・ 機構本部-拠点間のコミュニケーションの機会が少なく、機構本部からのフォローに不足があった。

#### (拠点)

・ 個別の課題・対策について、 機構大で確実に実施すること が必要であるとの認識が低か った。また、訓練に関する共通 する問題点や改善点について 訓練前に課題として捉えるこ とが出来なかった。

#### <ふげん>

- ・ 機構本部から提示されたチェックシート例を基に自拠点 のチェックシートを修正し活 用する。
- ・ 作成者及び確認者等の確認 項目を区分、分担し、漏れの ない確認体制とするよう見直 す。
- 通報様式の作成に係る教育・訓練を実施し実効性を確認する。

#### <機構本部>

- ・本部-拠点間の情報共有会議の開催頻度を可能な範囲で高めることでコミュニケーションの機会を増やし、情報共有・フォロー体制を強化する。
- ・ 必要に応じて拠点が行う処置の実施状況を確認する。

#### <ふげん>

- ・ 訓練において抽出した課題 については、漏れなく拠点から 機構本部へ伝達する。
- ・ 機構本部から展開された他 拠点の事例について、自らの拠 点に置き換えて考え、必要な処 置を実施する。

な確認体制の明確化を図った。

・ 通報様式の作成に係る教育訓練 を実施し理解を図った。

#### 結果:

FAXの記載において、前年度 と同じミスはなく、訓練時にチェ ックシートにより、各役割におい て確認されていた。

#### 【対策有効】

#### 結果:

- ・ ふげんの訓練結果を踏まえ、モニタ等からのコメント、訓練時で確認された主な課題等を機構本部に連絡した。
- ・ 機構本部においては、大洗の訓練前に、ふげんの訓練時のコメント、課題等を周知し、適切な対応に努めた。

#### 【対策有効】

#### 3. 今後の原子力災害対策に向けた改善点の抽出

ふげんの総合防災訓練において、確認されたミスやコメント等から以下の課題を抽出し、これらについて、原因及び対策について検討した。(課題に対する要因分析は、添付資料1参照。)

#### 課題/原因

#### 対 策

#### 現地対策本部

#### 【課題(1)】

書画装置での情報共有に使用している「事 象進展対策シート」に記載の時間を何度も修 正してしまった。【1.(1)現地対策本部⑥ (イ)、1.(2)④、2-3.改善点(1)】

#### 【原因】

- ① 記入者(情報班長)が各班長の報告(発話)の都度、情報共有の迅速さを意識し、シートに記載していたが、各班の班長は報告事項がシート以外の項目もあり、シートに注視して記載項目全てについての報告(ホワイトボードに記載なし)がされておらず、後からシートの抜け箇所について確認(ホワイトボード、各班班長)する必要が生じ、時刻の記載箇所の修正等を行った。
- ② 記入者においては、事象進展や各班から の報告のタイミングに対してスムーズに対 応しきれなかった点もあり、シートの記載 箇所の抜けに気づくのが遅れてしまい、確 認が遅くなってしまった。

# 機構大の他の訓練結果等における改善点を踏まえ、事務局にて以下の対策を講じ、対応者(対応予定者含む)へ 今年度教育訓練を実施するとともに、次年度も訓練前等 において教育訓練と実施する。

(原因①→対策①②、原因②に対し対策①③)

- ① シートに記載する項目を見直し、対応がスムーズにできるように、作業項目の完了有無の確認時間(実時間は不要、レ点にてチェック、何時現在など)、重要なポイントは時刻(水張り時間等の事象進展に関するものなど)を記載するなど記載内容を改善する。
- ② 各班長がシートを手元におき、現場の実績確認、 レ点、時刻のメモ等を簡潔に行えるようにし、シートにホワイトボードに記載する時刻の箇所であることを明確にしておく。(シートの欄外にも注意事項として記載)
- ③ 記入者における対応をスムーズにし、経験、慣れ を深めるため、教育訓練を実践ベースのスピード感 で実施する。

#### 【課題(2)】

緊急連絡票の記載にFAX送信前の情報 として記載できる事項があったが、記載が抜 けてしまった。【1. (1)現地対策本部⑥(キ)、 1. (2)④】

#### 【原因】

- ① 現地対策本部内での緊急連絡票の最終記入者(総務班長)が、対応経験が浅く、記載事項ついて教育訓練で、十分に理解できず、記入できる項目の全てを記載しなかった。
- ② 緊急連絡票については、原災法や保安規 定の通報様式と同様なチェックシートを作 成しておらず、最終記入者による記載と情 報に委ね、チェック体制が不足していた。

事務局にて以下の対策を講じ、対応者(対応予定者含む) へ今年度教育訓練を実施するとともに、次年度も訓練前等において教育訓練と実施する。

- ① 対応者の経験等を踏まえて教育訓練を行うよう、 教育訓練の理解度を確認するなど、教育訓練を増加 (フォロー)する。
- ② 原災法や保安規定に基づく通報様式と同様に緊急 連絡票のチェックシートを作成し、更に作成者、確 認者、FAX送信者のチェックの責任所掌を明確に する。

#### 機構対策本部

#### 【課題(3)】

即応センターのERC対応者(発話者)が

事務局にて以下の対策を講じ、対応者(対応予定者含

ERCに対して説明した資料を、ERC内に配布することができなかった。【1. (1)機構対策本部東京支援班:東京事務所、2-2. 改善点(1)】

【原因】

- ① 即応センター側のERC対応者(統括者) は、ERCから送付要請のあった資料を送 付すると誤認した。
- ② 説明に利用した資料を送付するタイミングについて、情報提供フローで明確にしておらず、統括者等による資料送付の指示が無かった。

む) 〜今年度教育訓練を実施するとともに、次年度も訓練前等において教育訓練を実施する。

(原因①→対策①、原因②→対策②③)

- ① ERC対応者の役割分担を明確にして、即応センター内のチェック体制を充実化する。
- ② 情報提供フローの中で、資料送信担当者がERC 対応者(発話者)から資料を入手して複写して送付 することを明確にする。
- ③ 対応マニュアルに、リエゾン派遣後の資料送付方 法及び資料送信のタイミングを明確にする。

#### 【課題(4)】

書画装置に映した資料が、備え付け資料であること(ページ番号含む。) に言及することができなかった。【1.(1)機構対策本部①(ウ)、1.(2)①】

【原因】

① 即応センター側のERC対応者(発話者)、機構対策本部関係者は、ERCの対応時に、備え付け資料である災害対策資料を使用した場合、ERCに備え付け資料であることや使用しているページ番号を言及することの必要性を認識しておらず、丁寧な説明を行うことの意識が不足した。

事務局にて以下の対策を講じ、対応者(対応予定者含む) へ今年度教育訓練を実施するとともに、次年度も訓練前等において教育訓練と実施する。

① 対応マニュアルに、備え付け資料を用いて説明する場合はその旨(ページ番号含む)をERCへ伝えることを明記し、また、説明時において丁寧な説明を意識することを注記する

#### 4. 訓練全体の評価結果

「令和元年度新型転換炉原型炉ふげん総合防災訓練計画書」を策定し、原災法第 10 条及び第 15 条に至る事象の発生を想定した訓練を実施した。

訓練において、事象に対して、社内外(機構本部、敦賀実証本部、国、関係自治体)における情報連絡、技術的検討、それに基づく各班の活動、機構対策本部や支援機関等との連携が実施でき、情報連絡に関して以下の課題はあるものの、原子力災害対応に対する緊急事態対応活動は概ね実施できることが確認できた。

また、敦賀廃止措置実証本部は、現地対策本部にて対して一層の技術的な支援を行っていくことが必要であると考えており、そのための要員の確保等を中長期的な課題として取り組む必要があることが確認されたものの、現状の体制において原子力施設事態即応センターとして概ね有効に機能することの見通しが確認できた。

これらのことから、総合防災訓練の目的は概ね達成できたと判断する。

(1) ERCへの適切かつ迅速な情報提供

下記のとおり、現地対策本部と機構対策本部間、機構対策本部とERC間で、少しずつ情報提供が 改善され、適切かつ迅速な情報提供に向けた活動が図られたことから、対応体制は有効に機能してい ると評価するが、一部の対応について課題や改善事項が確認されており、これらについては、対策を 講じて、原子力災害に対する緊急事態対応活動の更なる改善に繋げていく。

<有効に機能したことが確認できた点>

- ・原子力災害の発生状況、原災法第 10 条事象及び第 15 条事象への進展予測及び推移等の情報提供について、書画装置の導入による視覚情報を用いて、具体的な情報提供を行った。
- ・現地対策本部におけるブリーフィングにおいては、「ブリーフィング確認項目」の活用、簡潔明瞭で 全体を俯瞰した説明が行われ、適宜、機構対策本部間へ情報提供を行った。
- ・通信設備の代替措置による情報共有、複数のトラブル発生における情報収集が適切に行われ、また、 代理者、代行者による現地対策本部要員の対応者の対応能力の確認や対応能力の向上が図られた。 <改善が必要な点>
- ・現地対策本部においては、FAXの記載漏れなどチェックシートへの確認項目の追加や情報共有に おける対応能力の向上の必要性が確認された。
- ・機構対策本部において、リエゾンへの情報配信やERCへのプラント情報、事象進展時の対策の説明など、より適切で具体的な実施を行うことなどの、対応能力の向上の必要性が確認された。
- ・「事象進展対策シート」及び図面等については、機構大の訓練結果を踏まえ、より円滑で適切な記載 の見直しが必要であることが確認された。

#### (2) 前年度の防災訓練における改善点の対応状況確認

前回の防災訓練で抽出された改善点に対する対応状況については、「2. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価」に示すとおり、前年度から改善を図った事項が有効に機能し改善できた項目と改善が図られてはいるものの、継続的な教育訓練の実施、事象進展対策シートの活用、ブリーフィングにおける情報共有、ERCへの情報提供等、更に改善が必要である項目が確認された。

更なる改善で必要な事項は、原因分析結果等を踏まえ、対策を講じ改善を図り、今後の訓練等を通じて対応状況を確認していく。

#### (3) 今後の原子力災害対策に向けた改善点の抽出

今回の訓練で抽出された課題は、3.今後の原子力災害対策に向けた改善点の抽出」に示すとおりである。原因分析結果等を踏まえ、対策を講じ、今後の訓練等を通じて対応状況を確認していく。

\*要因となるもの:○,要因とならないもの:×

課題	要因1	要因 2	要因 3	要因 4	要因 5	要因の要 否*	対策
しまった。(現(1)書画装置	告(発話) の都度、シートに記載し		・全ての記載項目が報告されておらず、時刻の抜け等が生じた。(a)		・シートの記載事項(確認事項)が多く、各班長はシートの記載事項をリアタイムで全て報告できなかった。	0	② 各班長がシートを手元におき、現場の実績確認、レ点、時刻のメモ等を簡潔に行えるようにし、シートにホワイトボードに記載する時刻の箇所であることを明確にしておく。(シートの欄外にも注意事項として記載) 報告者が、これらの対応及び報告を行うように教育訓練を実施する。←①の対策含む
地対策本部)					・各班長は、シート以外の各班での対応やプラント状況等について、報告する必要があり、シートのみに注視できなかった。	0	①シートに記載する項目を見直し、対応がスムーズにできるように作業項目の完了有無の確認時間(実時間は不要、レ点にてチェック、何時現在など)、重要なポイントは時刻(水張り時間等の事象進展に関するもの)を記載内容を改善する。(機構大で確認する)
に 使 用 し て			・記入者は、報告内容を元に記載 箇所へ時刻の記入を行ったが、記 入者が報告者に対して時刻の抜け 箇所に関する確認が遅れた。	項目等の確認と事象の進展スピー	_	0	①と同様 ③記入者における対応をスムーズにし、経験、慣れを深めるため、教育訓練を実践ベースのスピード感で実施する。
い る 「 事			・記入者は、報告内容に対する時 刻の記載の迅速さを意識し対応し たため、後から気づいた。	・情報の速やかな発信を心掛けて いた。(d)	_	×	_
象 進 展 対		する事項が全て記載(報告) されて	・各班の報告者が、シートの記載 項目、順序等を注視せずに作業実 績等を報告していた。(b)	_	_	0	②と同様
策 シ ー		・ホワイトボードにシートに記載 する事項が全て記載(報告) されて いなかった。(c)	_	_	_	0	②と同様
ト	13 69 5700	・全ての記載項目が報告されておらず、時刻の抜け等が生じた。(a)	_	_	_	0	②と同様
記 載 の 時	【人的面】 ・記入者は、シートの記載内容と 各班長の報告内容の再確認が直ち に実施できなかった。	・ホワイトボードにシートに記載 する事項が全て記載(報告) されて いなかった。(c)	_	_	_	0	②と同様
間 を 何 度	に大心とではガラに。	・各班長は、シート以外の報告も 行っており、事象の進展状況等を 踏まえ確認する必要があった。		_	_	×	_
度 も 修 正 し て	【作業環境面】 ・記入者は、報告内容に対する時 刻の記載の迅速さを意識して、記 載事項の確認を進展状況を踏まえ 実施した。	・情報の速やかな発信を心掛けて いた。( <b>d</b> )	_	_	_	×	

	1				1	I <del></del>	
課題	要因1	要因 2	要因3	要因 4	要因 5	要因の要 否*	対策
部 っ る 事 項 緊	【人的面】 ・現地対策本部内での緊急連絡票 の最終記入者(総務班長)が、記入 できる項目の全てを記載しなかっ	・最終記入者は、FAXの第4報の発信に併せる必要があり、提出を急がされていた。(f)		_	_	×	_
があったが	tc。		く、記載事項の理解が足りなかっ	・最終記入者が、教育訓練を実施 した際に参加できる回数がすくな かったが、事務局がフォローしな かった。			①対応者の経験等を踏まえて教育訓練を行うよう、教育訓練の理解度を確認するなど、教育訓練を増加 (フォロー)する。
、 記 載 が 抜 け	シート、チェック体制がなかっ	・緊急連絡票は、現地対策本部から必ずしも発信されるものではなかったため、チェックシートを作成していなかった。	・原災法、保安規定に基づく報告様式に注視していた。	・緊急連絡票は、発信するタイミングや症状等で記載できる項目が限られ、総務班(最終記入者)における情報が主体であり、記載内容を任せていた。(g)	_		②緊急連絡票のチェックシートを作成し、更に作成者、確認者、FAX送信者のチェックの責任所掌を明確にする。これらについて教育訓練を実施する。
てしまった。(送信前の情報と		目)について確認する体制(意識)が不足していた。	・緊急連絡票は、発信するタイミングや症状等で記載できる項目が限られ、総務班(最終記入者)における情報が主体であり、記載内容を任せていた。(g)	_	_	0	②と同様
現地対策本	【作業環境面】 ・最終記入者は、FAXの第4報の発信に併せる必要があり、提出を急がされていた。(f)	_	_	_	_	×	_

課題	要因1	要因 2	要因 3	要因 4	要因 5	要因の要 否*	対策
構内が〜	(統括者) が、ERCから送付要 請のあった資料を送付すると誤認	・ERCへの説明開始時に、ER Cから「事象進展対策シート」の 送付依頼を受けて送付したことか ら、その後も送付依頼があると誤 認した。	・送付依頼を受けた場合のみに送付すれば良いかを、即応センター内に確認しなかった。		_	0	① E R C対応者の役割分担を明確にして、即応センター内の チェック体制を充実化する。
部 す に ン つ さ し て ご と ご			・統括者等が、資料送付がされていないことに気づかなかった。	_	_	0	①と同様
きなかっ料	【人的面】 ・説明に利用した資料を、リエゾ ン送付のために説明者から取りあ げるタイミングの判断に迷った。	・同じ資料中に手書きで新しい情報が追記され、説明が継続されており、説明を阻害するのを懸念して、資料を取り上げて送付することを躊躇してしまった。	等の手順が明確になっていなかっ	・情報提供フローの中で明確に なっていなかった。( <b>h</b> )	_		②情報提供フローの中で、資料送信担当者がERC対応者(発話者)から資料を入手して複写して送付することを明確にする。 ③対応マニュアルに、リエゾン派遣後の資料送付方法及び資料送信のタイミングを明確にし、再教育を実施する。
た を へ 。 、発 E 話			・統括者等が、資料送付のタイミングを指示しなかった。	・情報提供フローの中で明確に なっていなかった。( <b>h</b> )	_	0	②、③と同様
とができなかってあること(ペ	【人的面】 ・即応センター側のERC対応者 (発話者)に、備え付け資料であることを伝える意識がなかった。	いた。	・発話者には備え付け資料を使用 して説明することは十分周知され ていたが、備え付け資料であるこ とに言及する必要があることは周 知されていなかった。	発話時に備え付け資料であること	・ERCへの説明の際に、丁寧な説明を行う意識が不足していた。		①対応マニュアルに、備え付け資料を用いて説明する場合はその旨(ページ番号含む)をERCへ伝えることを明記し、また、説明時において丁寧な説明を意識することを注記し、発話者及び敦賀本部関係者に教育する。
た。(機構対策)に映した資料が、		・規制庁側のERC対応者は、当然、備え付け資料を持って対応すると思い込んでいた。	_	_	_		①と同様
本部)、備え付け資料	【管理面】 ・備え付け資料であることを伝えた上で説明するとの手順が、明確になっていなかった。	・対応マニュアルに明記されていなかった。	_	_	_		①と同様